

独立行政法人の目標の策定に関する指針
(抜粋)

平成26年9月2日

総務大臣決定

Ⅱ 中期目標管理法人の目標について

主務大臣は、次に掲げる事項の内容に留意しつつ、適切な目標を策定する。

1 国の政策体系との関係について

- (1) 主務大臣が、法人に対し、国の政策体系に位置付けられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、「主務大臣－法人」の「タテ」の関係を明確化することが重要である。その際、主務大臣と法人が十分に意思疎通を図り、法人の役割（ミッション）を両者が共有することが重要である。
- (2) このため、中期目標の冒頭に、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」といった法人全体を総括する章を設け、当該中期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け、法人の役割（ミッション）、国の政策・施策・事務事業との関係、国の政策等の背景となる国民生活・社会経済の状況、過去からの法人の活動状況等について、具体的かつ明確に記載する。

また、国の政策体系において法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした資料（政策体系図など）を中期目標に添付する。

2 中期目標の期間について

通則法第29条第2項第1号の「中期目標の期間」については、上記1の(2)に定める「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章の次に、主務大臣が定める期間を記載する。

3 中期目標の項目の設定について

国民に対する説明責任を果たす観点及び別途定める「独立行政法人の評価に関する指針」に規定する適正かつ厳正な評価に資する観点から、中期目標の項目については、以下のとおり設定する。

- (1) 通則法第29条第2項第2号の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」においては、次に従い設定する。
 - ① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えられた役割（ミッション）に基づき、法人の長が予算、人事、組織等の資源を配分して業務運営を行っている。このため、法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを設定し、法人内部のマネジメントを発揮し得るよう、適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりごとに目標を策定する。
 - ② 一定の事業等のまとまりとは、法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位である。

具体的には、法人の長から、法人の資源（予算、人事、組織等）配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位である。

(例)

- i 個別法に規定する業務の単位
- ii 主要な事業ごとの単位
- iii 施設単位（同一の目的や事業を担う研究所レベル）
- iv 事業部単位

③ ただし、上記②によっては下記4（1）③の i から iv までに対応できない場合（定量化できない等）については、これにかかわらず更に細分化した単位で目標を定める。

(2) 通則法第 29 条第 2 項第 3 号の「業務運営の効率化に関する事項」、同項第 4 号「財務内容の改善に関する事項」及び同項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」においては、上記（1）「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の項目に準じつつ、法人の特性及び事項の内容に応じ設定する。

例えば、「業務運営の効率化に関する事項」における事業経費について、法人全体として定めることが適当でない場合には、施設あるいは事業部の単位で目標を定めることが考えられる。

(3) 評価に際しては、原則、中期目標を設定した項目を評価単位として評価を実施する。

なお、中期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を、次期中期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

4 通則法第 29 条第 2 項第 2 号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

(1) 国民に対して提供するサービスその他の業務について達成すべき目標を具体的に記載する。特に、国民に対し、「どのような目的及び必要性の下、何に基づき (①)」、「いつまでに (②)」、「何について、どのような水準を実現するのか (③)」等について、次の事項に基づき、分かりやすく示さなければならない。

① 「**どのような目的及び必要性の下、何に基づき**」について

目標を定める根拠となる閣議決定等の政府方針、国の政策体系及びその背景となる国民生活や社会経済の状況並びに法令上の根拠規定について記載する。 関連する政策評価の事前分析表がある場合には、表番号についても記載する。

また、法人の役割、能力、規模、施設、設備等を踏まえ、目標に基づき法人が業務を行う必要性について記載する。

② 「**いつまでに**」について

中期目標の期間内の一定の時期に達成を求める目標については、その達成時期について記載する。

③ 「**何について、どのような水準を実現するのか**」について

達成すべき目標及び当該目標の必要性について、次に掲げる事項を踏

まえ、現状を明確にした上で、どのサービスをどのように向上させるのか（事業実施件数、対象企業発掘数、訓練終了後の就職率、助成後の事業化率など）について定める。

i 具体的、客観的、的確かつ明確であること

法人の役割（ミッション）に基づいた適切な業務運営が行われるとともに、主務大臣が法人に求める内容について国民に分かりやすく示す必要があることから、「何について、どのような水準」を求めると、観念的、抽象的又は総花的に記載するのではなく、具体的、客観的、的確かつ明確に記載する。

ii アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した目標を定めること

法人は国の政策を実現するための実施機関であることを踏まえ、アウトプットに着目した目標を必ず定める。あわせて、目標の達成状況を国民に分かりやすく示す必要性、国民生活や社会経済に及ぼす影響を把握した上で見直しや改廃を行う必要性、法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを機能させる必要性等から、できる限りアウトカムに着目した目標を定める。その際、外部要因が想定される場合には当該目標に固有のものについてできる限り記載する。

ただし、一定の内容及び水準の業務を行うこと自体が法人の役割（ミッション）である場合などアウトカムに着目した目標を定めることが困難又は適切でない場合は、アウトカムの目標を定めることは要しない。

(注)「アウトプット」とは、あるシステムから産出されたものを指す概念であり、法人の直接的な活動の結果（法人の提供する個別具体のサービスや法人活動の直接的産出物）のこと。

「アウトカム」とは、成果ないし効果と訳され、主としてサービスを受け取る側の視点から論じられるもので、法人の活動の結果、国民生活及び社会経済に及ぼされる影響や効果のこと。

iii できる限り定量的であること

業務の進捗状況を把握し的確な指示を行う必要性、適正かつ厳正な評価に資する観点等から、できる限り定量的な目標を定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。その際、できる限り財務情報、統計情報等に基づく客観的に検証可能な定量的データを用いる。

やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。また、当該指標は複数設定することも可能であり、それらの重要度、優先度及び難易度がある場合にはその旨記載する。

なお、指標については、その測定のための情報・データの入手が過重な負担を生ずることのないように、あらかじめその入手方法について検討し、業務の特性に応じた適切な設定に留意する。

iv 実現可能性を過度に考慮した安易な水準としないこと

目標水準については、国の政策目的を実現するために必要な水準を定める必要があり、実現可能性を過度に考慮した安易なものとしてはならない。

このため、法人の業務の実績、諸外国の事例、他法人の取組等を勘案し、法人の努力を促すことが期待されるような水準とするとともに、当該水準を定めるに至った考え方についても具体的かつ明確に記載する。

また、国の政策や法人の役割（ミッション）等に照らし当該中期目標の期間を超えた時期における目指すべき目標については、その時期及び目指すべき水準を明らかにした上で、当該中期目標期間における目標水準の設定の考え方についても具体的かつ明確に記載する。

(2) 重要度、優先度及び難易度

目標はそれぞれ重要度、優先度及び難易度が異なるものもあり、各々の事項に関して定める目標がトレードオフの関係となる場合もあり得る。この場合においては重要度、優先度及び難易度が高い旨並びに当該目標について重要度、優先度及び難易度が高いとした理由を明確に記載する。

これにより、

- ① 各目標の重要度、優先度及び難易度を考慮した、メリハリのある評価につながる
- ② 各目標の重要度、優先度及び難易度を考慮した客観的な評価が行われることから、法人の役割（ミッション）に応じて達成が難しいような「チャレンジングな目標」を定めることが容易となることで、法人の職員がミッションや自らの職務の重要性を意識して業務を行うことができる
- ③ 予算や人員の的確な投入を可能にするなど、法人の長のマネジメントの向上につながり、法人全体としての効果的・効率的な業務運営を行うことができるため、法人自らの経営改善・合理化努力を引き出すことができることとなる。

(3) 上記（1）及び（2）に従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を定める。また、別途総務省行政管理局長が示す記載例を参照する。

(4) 中期目標管理法人が行う研究開発の業務についての目標を定める場合には、国立研究開発法人の「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」の規定を準用する。

5 通則法第 29 条第 2 項第 3 号「業務運営の効率化に関する事項」における目標の立て方について

(1) 業務運営の効率化に関する事項については、各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、法人の特性及び事業等の内容に応じて適切な目標を策定する。その際、

上記Ⅱの3(2)のとおり、施設あるいは事業部の単位で目標を策定することも可能である。また、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、原則として定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する。

(注) やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める。

- (2) 業務の特性に応じ財務データに基づく分析手法(企業会計における財務分析、経年比較による趨勢分析等)を活用した評価を行うことを念頭に置いて目標を策定する。

中期目標の期間中に業務の改廃や増減があった場合には、本事項に適切に反映する。

- (3) 以上の考え方にに基づき、具体的には、次の事項について定める。

① 業務改善の取組に関する目標

- i 法人の業務量の増減も踏まえ、組織体制の見直しや事務所等の統合、調達方法の見直し、人件費管理の適正化など、業務の改善に向けた取組について具体的かつ明確に定めるとともに、当該取組の結果削減等がなされる経費等(一般管理費や事業経費)についても、目標を定める。なお、業務量が増加したことだけをもって経費の増加につなげることをしないよう留意する。

- ii 経費に関する数値目標として、例えば次のようなものが考えられる。

- ・ 法人の経費総額
- ・ 法人の経費項目ごとの総額
- ・ 法人の提供する財・サービス1単位に要する経費
- ・ 法人の調達する財・サービス1単位当たりの単価

数値目標で用いる「計数」として、例えば次のようなものが考えられる。

- ・ 前年度比
- ・ 中期目標期間中の総額
- ・ 中期目標期間最終年度に達成すべき水準

数値目標は、物価変動分を考慮して実質値で表現する方法と名目で表す方法とが考えられる。

なお、当該対象経費の定義及び範囲を明らかにしなければならない。

② 業務の電子化に関する目標

行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化(電子決裁の推進等)、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定める。

- (4) 上記(1)から(3)までに従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を策定す

る。また、別途総務省行政管理局長が示す記載例を参照する。

6 通則法第 29 条第 2 項第 4 号「財務内容の改善に関する事項」における目標の立て方について

(1) **財務内容の改善に関する事項**には、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、原則として、定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する。

(注) やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める。

(2) 法人の財務情報を分析する等により財務内容の改善が必要な事項を明らかにした上で、業務の特性に応じ財務データに基づく分析手法（企業会計における財務分析、経年比較による趨勢分析等）を活用した評価を行うことを念頭に置いて目標を策定する。

(3) 具体的には、運営費交付金債務残高の解消や保有資産（実物資産、金融資産、知的財産等）の処分、重要財産の譲渡等について、業務の特性に応じ具体的かつ明確に定める。

特に、収益性のある業務を遂行する法人については、バランスシートの健全性の向上、収支構造の改善、採算性の確保等について具体的かつ明確に定める。さらに、赤字法人については、累積欠損金の計画的解消、欠損、債務超過、過大な不良債権の解消等について、いつまでにどのように改善するのかを具体的かつ明確に定める。

(4) 上記 (1) から (3) までに従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を策定する。また、別途総務省行政管理局長が示す記載例を参照する。

7 通則法第 29 条第 2 項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について

(1) **内部統制**については、業務方法書に定める事項が基本となるが、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであり、その充実・強化を行うことが重要であることから、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、当該目標期間における具体的な取組がある場合には、例えば以下のような取組について法人の規模や業務の特性に応じた目標を策定する。

- ・ 法人の長の意向・姿勢や運営上の方針・戦略等といった統制環境の整備
- ・ 業務のリスク要因、リスク発生原因を分析するといったリスク評価及びリスクへの対応
- ・ 法人の長の命令、指示の適切な実行を確保するための方針、手続といった統制活動の整備
- ・ 必要情報の識別、把握及び処理並びに関係者に正しく伝えられるこ

との確保といった情報伝達の徹底

- ・ 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスであるモニタリング
- ・ I C Tへの対応（組織の業務内容が I C Tに大きく依存している場合等における、方針・手続の整備と I C Tへの適切な対応）

（注）内部統制については、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）を参照する。

- （2）その他、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営や法人への信頼性の確保に大きな影響を及ぼすと考えられる、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、情報セキュリティ、個人情報保護、組織・人事管理、保有資産の管理・運用、安全管理、環境保全・災害対策、関連法人との関係等について、その特性に応じ、具体的かつ明確に目標を策定する。**

（注）情報セキュリティに関する目標については、情報セキュリティ対策推進会議の決定等を参照する。

- （3）上記（1）及び（2）に従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を定める。また、別途総務省行政管理局長が示す記載例を参照する。**

8 中期計画及び年度計画との関係について

中期計画及び年度計画には、法人が自主性・自律性を持って業務を遂行し中期目標を達成するための具体的手段等（中期目標を達成するためのより具体的かつ定量的な目標、具体的手段、スケジュール等）が盛り込まれるものである。したがって、主務大臣の中期目標が、法人が定めるべき具体的手段等を拘束することのないよう留意する。

Ⅲ 国立研究開発法人の目標について

主務大臣は、次に掲げる事項の内容に留意しつつ、適切な目標を策定する。

1 中長期目標の策定の目的等

- (1) 国立研究開発法人は、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策の実施機関として、「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定めなければならない。

そのため、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」として定めた目標と、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する事項」として定めた目標が、全体として整合性が取れたものとなるよう十分留意する。

- (2) 国立研究開発法人の第一目的である「研究開発成果の最大化」とは、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」することである。これは、個々の研究開発課題（事業）を個別に「最適化」し、それを積み上げることのみによって確保されるというよりも、むしろ、当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより、

- ① 研究開発に係る優れた人材の確保・育成を図る
- ② 適切な資源配分を実施する
- ③ 事業間の連携・融合を促す
- ④ 研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備する
- ⑤ 大学・民間企業等の他機関との連携・協力を進める

等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。

また、「研究開発成果の最大化」とは、国立研究開発法人が自ら実施する研究開発により創出された直接的な成果のみならず、当該国立研究開発法人の使命、業務等に応じて、革新的技術シーズを事業化へつなぐ応用研究や成果の実用化などの橋渡し、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成と活用促進、研究開発に係る人材の養成、多様な人材の活用促進、科学技術に対する理解の増進、科学技術情報の収集・提供・分析・戦略策定、施設・設備の整備・共用促進、行政への技術的支援、他機関との連携・協力等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することであると解することが適当である。

そのため、主務大臣は、目標の策定に際し、定量的な目標や測定可能な指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦す

るような目標等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標とすることが重要である。

- (3) 主務大臣は、中長期目標の策定に際して、国立研究開発法人と十分に意思疎通を図り、有識者等（研究開発に関する審議会等）の高い専門的知見や、多様な経験等を踏まえた客観的な意見を適切に聴取、活用し、しっかりと練り上げた中長期目標を策定する。また、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえて評価軸（後述Ⅲの5（1）⑤）を適切に設定する。主務大臣は、中長期目標の下で行われる具体的な業務運営の在り方については、国立研究開発法人の長の裁量を十分に尊重し、国立研究開発法人の長は中長期目標の実現・実施等について責任を果たす。中長期目標は、「研究開発成果の最大化」の目的等に照らし、社会環境や諸事情の変化等があった場合には迅速かつ柔軟に見直す。

2 国の政策体系との関係について

- (1) 主務大臣が、法人に対し、国の政策体系に位置付けられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、「主務大臣－法人」の「タテ」の関係を明確化することが重要である。その際、主務大臣と法人が十分に意思疎通を図り、法人の役割（ミッション）を両者が共有することが重要である。
- (2) このため、中長期目標の冒頭に、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」といった法人全体を総括する章を設け、当該中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け、法人の役割（ミッション）、国の政策・施策・事務事業との関係、国の政策等の背景となる国民生活・社会経済の状況、過去からの法人の活動状況等について、具体的かつ明確に記載する。
- また、国の政策体系において法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした資料（政策体系図など）を中長期目標に添付する。

3 中長期目標の期間について

通則法第35条の4第2項第1号の「中長期目標の期間」については、上記2（2）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章の次に、主務大臣が定める期間（※5～7年）を記載する。

4 中長期目標の項目の設定について

「1 中長期目標の策定の目的」で明記した研究開発成果の最大化の観点、国民に対する説明責任を果たす観点及び別途定める「独立行政法人の評価に関する指針」に規定する適正かつ厳正な評価に資する観点から、中長期目標の項目については、以下のとおり設定する。

- (1) 通則法第35条の4第2項第2号の「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」においては、次に従い設定する。

① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えられた役割（ミッション）に基づき、法人の長が予算、人事、組織等の資源を配分して業務運営を行っている。このため、法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを設定し、法人内部のマネジメントを発揮し得るよう、適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりごとに目標を策定する。

② 一定の事業等のまとまりとは、法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位である。

具体的には、法人の長から、法人の資源（予算、人事、組織等）配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位である。

(例)

i 個別法に規定する業務の単位

ii 主要な事業ごとの単位

iii 施設単位（同一の目的や事業を担う研究所レベル）

iv 事業部単位

v 目標に対応したプログラム単位

③ ただし、国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業については、例えば、分野・センター等を超えた連携・協力、研究開発部門と施設整備・運営部門の協力、研究開発部門と知財部門・産学連携部門等との連携等の推進が必要となる場合もあることを踏まえ、法人内部の縦割りを助長することのないよう十分留意する。

(2) 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 3 号の「業務運営の効率化に関する事項」、同項第 4 号「財務内容の改善に関する事項」及び同項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」においては、上記 (1)「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の項目に必要な応じて準じつつ、法人の特性及び事項の内容に応じて設定する。

また、「業務運営の効率化に関する事項」における事業経費について、法人全体として定めることが適当でない場合には、施設あるいは事業部の単位で目標を定めること等も検討する。

なお、国立研究開発法人の自主性・自律性や「研究開発成果の最大化」に向けた長のマネジメントの在り方を必要以上に拘束することのないよう留意する。

(3) 評価に際しては、原則、中長期目標を設定した項目を評価単位として評価を実施する。

なお、中長期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中長期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

5 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 2 号「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

(1) 研究開発の事務及び事業に係る目標について

研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項に関する目標のうち、研究開発の事務及び事業に係る目標については、どのような目的及び必要性の下、何に基づいて、どのような時期を意識して設定されたものであるかについて、中期目標管理法の規定（Ⅱの4（1）①及び②）に準じて分かりやすく記載するとともに、次の①から⑦までに留意する。

① 目標の策定の基本的枠組み

主務大臣は、主として研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、当該国立研究開発法人の役割（ミッション）、業務、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性・多様性等を踏まえて適切な目標を策定する。また、目標が研究開発の現場へ与える効果・影響等についても十分に考慮し、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を策定する。

目標を定める際には、Ⅲの1（2）の「研究開発成果の最大化」の趣旨を踏まえ、量的な観点のみならず質的な観点も踏まえて総合的に評価・判断されるべきものであることに鑑み、適切に評価軸（後述Ⅲの5（1）⑤）を設定する。

② 目標の達成時期

目標の達成時期については、開発に関する目標のように具体的な開発時期を設定することが適切な場合はこれを明確化する。

一方で、長期性、不確実性等といった研究開発の特性に鑑み、また、研究開発については成果が創出されてから相当期間経過後にアウトカムへの貢献や実現につながることを一般的であることを踏まえ、中長期目標期間を超えた時間軸を視野に入れることについても適切に配慮する。ただし、当該中長期目標期間において法人が何を目指して業務を遂行するかについては明らかにしておく必要がある。

③ できる限りアウトカムと関連させた目標とすること

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」は、研究開発活動の国や社会に対する効果（アウトカム）の観点を十分踏まえて判断する必要があるため、国立研究開発法人に対して主務大臣が提示する目標は、できる限りアウトカムと関連させた目標とする。

（注）研究開発活動のアウトプット（成果物）とは、例えば、投稿された学術論文、特許出願された発明、提出された規格原案、作成された設計図、開発されたプロトタイプなどを指す。

研究開発活動のアウトカム（国や社会に対する効果）とは、研究開発活動自体やその成果物（アウトプット）によって、その受け手に、研究開発活動実施者が意図する範囲でもたらされる効果・効用を指す。例えば、科学コミュニティに生じる価値の内容、製品やサービスなどに係る社会・経済的に生み出される価値の内容などがある。

（「諮問第2号「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案の作成について」に対する答申」（平成26年7月17日総合科学技術・イノベーション会議決定）から引用）

④ 具体的かつ明確であること等

アウトカムに関連した目標は、国民にとっても分かりやすいものとするため、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標、新たな領域開拓等目指すべき方向性を示すような目標等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を具体的かつ明確に定める。

その際、当該目標の特性等に応じ、定量的な水準・観点について十分考慮する。

なお、主務大臣は、具体性及び定量性を追求し過ぎるとアウトプットを中心とした多数の小目標の設定につながる可能性があること、客観性を追求し過ぎると「研究開発成果の最大化」に向けての目標としての実質性が損なわれる可能性があること等にも留意して、適切な目標を策定する。

⑤ 「評価軸」の設定

主務大臣は、各国立研究開発法人の役割（ミッション）、それぞれの目標に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する。

ここで言う評価軸とは、例えば、科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点等を踏まえて設定されるものであり、研究開発の事務及び事業を評価するに際しての重要な視点となるものである。

評価に当たっては、それぞれの目標に応じて設定した評価軸を基本として評価する。その際、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。

また、それぞれの目標等について考えられる評価軸を網羅的に挙げ、それらを全て評価軸として設定することに重点を置くのではなく、むしろ、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等を踏まえて、評価軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することを重視して厳選した評価軸を設定することが重要である。また、評価軸は、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとすることに留意する。

⑥ 評価軸と関連する指標等の設定について

上記⑤のとおり、評価軸を基本として評価する際は、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。

評価軸と関連する指標等として、次のiからiiiまでを十分踏まえつつ、法人の取組状況並びにアウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定する。

i 指標等の設定に当たっては、定量的水準・観点を十分考慮する。

- ii ただし、定量的な指標となり得る論文発表数、論文被引用度、特許出願件数等については、必ずしもこれらがアウトカムに直結するとは限らない場合があるほか、法人としてこれらの数値を上げること自体が安易に目的化することは必ずしも適当ではない場合がある。また、これらの指標を評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）として設定することにより、近視眼的、断片的な研究開発を助長するおそれもある。
- iii このため、主務大臣は、指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分け、当該指標がどちらなのかを明示する。前者の例としては開発目標に係る技術仕様、後者の例としてはハイリスク・ハイリターンな挑戦的な目標に係る論文発表数や共同研究件数等が考えられる。

⑦ **重要度、優先度及び難易度について**

国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業は、分野、段階、手法、目的、形態等が多種多様であるため、相対的な重要度、優先度及び難易度を判断することは一般的には困難な場合が多いことや、科学技術の進展や社会経済情勢の変化に応じて重要度等も常に変化するものであること等も踏まえ、重要度等の設定を行う場合は、有識者等（研究開発に関する審議会等）の意見を聴き、重要度等を設定した理由を明確に記載するなど、適時適切な形で行う。

- (2) 上記（1）に従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す記載例を参照する。

- (3) 研究開発以外の事務及び事業に関する目標については、中期目標管理法人の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の規定を準用する。

6 **中期目標管理法人の規定の準用について**

- (1) 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 3 号の「業務運営の効率化に関する事項」及び同項第 4 号「財務内容の改善に関する事項」における目標の立て方について、中期目標管理法人の規定（Ⅱの 5 及び 6）を準用する。この場合において「中期目標」を「中長期目標」と読み替えることとする。

この際、「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定めることが必要である。

- (2) 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について、中期目標管理法人の規定（Ⅱの 7）を準用する。

この際、「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研

究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定めることが必要である。

また、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、研究不正に適切に対応するため、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化すること、万が一研究不正が発生した場合の厳正な対応などについて、適切な形で目標を定める。

7 中長期計画及び年度計画との関係について

主務大臣と国立研究開発法人が十分に意思疎通を図り、主務大臣が提示する中長期目標の各項目について具体的な内容を盛り込んだ中長期計画及び年度計画を作成する。国立研究開発法人が中長期目標を実現するために中長期計画及び年度計画で定めるべき具体的手法等の内容については、国立研究開発法人の自主性・自律性を尊重し、中長期目標がこれを拘束することのないように留意する。

8 通則法第35条の4第4項「研究開発に関する審議会」について

研究開発に関する審議会は、研究開発の専門性等に鑑み、3つの法人分類のうち国立研究開発法人の分類のみに制度的に明確に位置付けられている審議会であり、主務大臣が国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価をするに際して重要な役割を果たすことが期待されている。

そのため、研究開発に関する審議会の委員構成は、高度な知識及び経験を有する者からなる、専門性と多様性の双方を重視したものとする。主務大臣及び国立研究開発法人が中長期目標・中長期計画を策定するに際して、社会のニーズに配慮し、国内外の幅広く高い識見を踏まえてしっかりと練り上げられたものとするために、第三者の立場から、社会的な見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行い、客観的に確認する。

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」等を評価するための評価軸についても、主務大臣、国立研究開発法人の長とともに確認し、適切な提言を行う。

なお、複数の主務大臣が所管する国立研究開発法人に係る研究開発に関する審議会については、各主務大臣が所管する業務に関する事項はそれぞれの審議会が分担し、全体に関する事項及び共通して所管する事項については主務大臣間で協議して審議会を開催するなど、国立研究開発法人の中長期目標の策定等に係る負担が過大なものとならないよう合理的な運用が図られることが必要である。

目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について（抜粋）
（平成26年9月2日付総管査第254号 総務省行政管理局長通知）

（別紙1）

目標策定の際に考慮すべき視点

標記について、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき、目標策定の際に考慮すべき視点を取りまとめたので、独立行政法人に対する目標の検討に当たっては、本通知事項に留意の上、適切な目標策定をお願いします。

2 「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」に係る各法人共通の視点

（1）「業務運営の効率化に関する事項」について

- ① 目標及び計画に定めた業務運営の効率化の取組については、法人が求められているサービスの質を維持した上で効率化が図られているか、あるいは、効果的・効率的な業務運営と研究開発成果の最大化の両立の実現に資するかという観点から目標を策定する。
- ② 業務の電子化については、電子化による業務の効率化の効果も踏まえて目標を策定する。

（2）「財務内容の改善に関する事項」について

- ① 運営費交付金債務残高の解消については、
 - i 運営費交付金が未執行となった理由を明らかにした上で目標を策定する。
 - ii 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係について分析を行った上で目標を策定する。
- ② 保有資産（実物資産、金融資産、知的財産等）については、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した上で目標を策定する。
- ③ 繰越欠損金については、繰越欠損金解消計画が適切に設定され、又は当該計画が適切に見直され、実行されるような目標を策定する。

(3)「その他業務運営に関する重要事項」について

① 内部統制について

- i 金融業務については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に沿って、上記1（1）⑥のとおり、内部規定等の整備、財務状況及びリスク管理状況を専門的に点検する体制の構築、業務執行やリスク管理を監視する内部組織体制（監査部等）など、金融業務に係るリスクについて適切な把握・対応できる仕組みの整備を確保できるような目標を策定する。
- ii 公共事業執行業務については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に沿って、上記1（5）⑥のとおり、内部監査体制の整備、内部監査の適切な実施を確保できるような目標を策定する。また、組織内のコンプライアンス体制強化が適切に実施されるような目標を策定する。
- iii その他の業務についても、上記 i 及び ii の考え方を踏まえ、適切な目標を策定する。

② その他

- i 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係を具体的に明らかにし、当該関連法人との業務委託の妥当性を検討した上で目標を策定する。
- ii 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性について検討した上で目標を策定する。

目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について（抜粋）
（平成26年9月2日付総管査第254号 総務省行政管理局長通知）

（別紙2）

目標及び指標の記載例

標記について、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき、目標の策定の際に参照される個別の目標及び指標の記載例を取りまとめたので、独立行政法人に対する目標の検討に当たっては、本通知事項に留意の上、適切な目標の策定をお願いする。

- 1 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」及び「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」（中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人（以下「3法人」という）共通、業務類型別）

（7） 研究開発業務

【目標の例】

《課題解決・貢献型の目標（例）》

- ・ 水や肥料等の少ない環境下でも高い成長性を実現する植物の開発に向け、植物の環境耐性、生長機能に関わる有用因子を解明し、それらの機能を向上するための技術を開発する。
- ・ i P S細胞等を用いた再生医療応用の先駆例を創出するとともに、安全性や品質管理技術を多面的かつ有機的に向上させ、医療機関との連携により一般治療化へ向けての治験実施を目指す。

※ 重要度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。

【重要度：高】 i P S細胞等を用いた再生医療応用の先駆例の創出は、我が国の〇〇という状況に対応するために極めて重要であり、我が国の〇〇政策における主要な位置を占めるため。

《達成型の目標（例）》

- ・ 20——年代に産業化までつなげることを目指し、20——年代までに中低温の未利用熱を有効に活用可能とする高効率熱電変換技術や、超低消費電力で半導体を超える電子デバイス技術を確立する。
- ・ 平成〇〇年度までに生体に近似した下垂体や水晶体等の組織を構築し、本中期目標期間においてヒト病態を再現する人工組織を開発する。
- ・ 平成〇〇年度までに検体を多階層で統合的に計測するシステム、平成〇〇年度までに

モデリングによる恒常性の根幹をなす機能のネットワーク抽出システム、本中期目標期間中に日本人ゲノムの〇%以上の遺伝子多型を網羅したデータベースを構築、疾患発症モデルを検証し、疾患発症予測マーカー、治療標的候補を同定する。

《挑戦型の目標（例）》

- ・ 従来は観測できなかった様々な現象を可視化するため、これまでに開発した先端的光源や要素技術を結集し、新規材料開発などに欠かせない物質中の電子・原子・分子の動きをアト秒で観察する超高速・精密計測技術や、生体組織の深部をきたままリアルタイムで観察する超解像イメージング・モニタリング技術の開発並びに集積回路の故障診断や異物検査等多様な産業利用が期待されているテラヘルツ光を実用化するために、装置小型化等を目指した発生・制御技術の高度化に関する研究を、大学や研究機関と連携して行う。

※ 難易度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。

【難易度：高】超高速・精密計測技術や超解像イメージング・モニタリング技術の開発、テラヘルツ光を実用化のための装置小型化等を目指した発生・制御技術の高度化に関する研究は、技術的にも〇〇や〇〇という困難を伴い、また〇〇の観点からも〇〇という困難な面があり、これまで世界でも実現がなされなかったものであるため。

《目指すべき方向性型の目標（例）》

- ・ 世界最高水準の成果創出に向けて、併設するS P r i n g - 8とS A C L Aの連携に加え、スーパーコンピュータ「京」や他の光科学技術・量子ビーム関連施設や大学、研究機関等との有機的な連携のもとに推進するとともに、これらの取組を通じ、放射光科学研究に資する人材育成を推進することで、世界最先端の研究開発拠点として更なる発展を図る。

《重要研究開発実施型の目標（例）》

- ・ 社会インフラの老朽化、厳しい財政状況等を踏まえ、社会インフラの効率的な維持管理に必要な研究開発を行う。また、材料技術等の進展を踏まえ、社会資本の本来の機能を増進するとともに、社会的最適化、長寿命化を推進するために必要な研究開発を行う。
- ・ 材料、部材及び構造物における損傷、劣化現象等の安全性及び信頼性の評価にかかわる計測技術の研究開発を行うとともに、産業界に提供する。特に、有機、生体関連ナノ物質の状態計測技術、ナノ材料プロセスにおける構造と機能計測及び総合解析技術の開発を行う。

(注) **記載例の詳細**は、「諮問第2号「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案の作成について」に対する答申」（平成26年7月17日総合科学技術・イノベーション会議決定）の別添1「**国立研究開発法人の中長期目標（例）**」（※参考資料3-④）を参照。

なお、目標に応じて設定する**評価軸の具体例**については、同答申の別添2「**国立研究開発法人の評価軸（例）**」（※参考資料3-⑤）を参照。

(8) その他

【目標例】

<検査・試験・評価>

- ・ 中期目標期間の平均で検査が必要な総数の〇%以上に、標準処理期間内で正確な検査を行う。
- ・ 受験者全員に対し、適正な難易度の試験を正確にかつ期限内に行う。
- ・ 〇〇調査については〇年度までに一定頻度で実地調査できる体制を構築し、〇〇施設についてはおおむね〇年に一度の実地調査を行う。
- ・ 中期目標期間中に、試験対象の種類を〇種類まで拡大する。
- ・ 検査員の能力向上のため、業務従事時間の〇%以上を研修受講に充てる。

<振興・援助・協力等>

- ・ 〇〇の取組により、受益者の満足度を〇%以上とする。
- ・ 日本企業の海外展開支援について、相談終了後〇年間の商談件数〇件以上、成約（見込み）件数〇件以上とする。
- ・ 〇〇の主導的な調査を行い、〇件以上の優先交渉検討を獲得し、我が国の企業による有望な××権益の取得を支援する。
- ・ 施設入所利用者の地域移行を推進すること等により、施設入所利用者数を前期中期目標期間終了時と比較して〇%削減し、平成〇年度中に〇人程度を地域移行させる。
- ・ 〇〇アドバイザーによる相談・援助を受け、具体的な課題改善効果が見られた利用者等の割合を〇%以上とする。
- ・ 当該地域のニーズを的確に踏まえた技術協力により、当該技術が援助終了後〇年以上継続して活用される比率を〇%以上とする。

<その他>

- ・ 良質な医療の提供により全病院平均で〇%

【指標例】

- ・ 検査実施件数
- ・ 標準処理期間内の処理率
- ・ 期限内に行った試験業務の正確性（期限を過ぎた数に不正確であった数を加えた数で除して得られる比率）
- ・ 外部評価機関の評価において、適正と判断されたサンプルの割合
- ・ 実地調査の頻度、実施状況
- ・ 試験対象種類数
- ・ 職員に対する検査に関する研修について、受講件数、受講時間、頻度
- ・ 相談・支援・援助件数
- ・ 追跡調査等による商談件数及び成約（見込み）件数
- ・ 施設入所利用者数及び地域移行者数
- ・ 利用者事業主等における具体的な改善効果の有無及びその割合
- ・ アンケート調査等による受益者の満足度（〇以上〇%）
- ・ 事前評価から事後評価にいたる体系的な評価又は外部評価の実施状況（回数、頻度）及び公表割合
- ・ 国際約束の締結から案件の実施開始までの期間の縮減率
- ・ NGOと連携した案件数の増加率
- ・ 来院者数

<p>以上の満足度を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報処理システムの信頼性の向上に係るガイドライン等を作成し、企業等への導入率を〇%以上とする。 〇〇について幅広い国民世論形成を集結し、民間団体等との連携を図ること等により国民運動を推進する。 〇〇について、メールマガジン等による広範な情報提供を行う。 〇〇について、〇〇の取組により、財務大臣が定める貨幣製造計画を確実に達成する。 〇〇について、〇〇の取組により、総務大臣が定める期限ごとに製表結果を総務省に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者満足度 〇〇ガイドラインの企業における導入率 国民運動大会、講演会、研修会、署名活動等の回数 HPアクセス件数、更新頻度 国民の理解度の増加率 情報提供システムへの情報の掲載に要する期間（〇〇日以下） メールマガジンの発行数 貨幣製造計画と製造した貨幣の枚数の比較 返品数、試験合格件数 〇〇課題への取組件数、〇〇機関との連携数 〇〇調査に対する要員投入量
--	---

2 「業務運営の効率化に関する事項」（3法人共通、業務類型共通）

<p>【目標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費について、〇〇の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で〇%以上を削減する。 事業経費について、〇〇の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で〇%程度抑制する。 超過勤務縮減の取組により、人件費を〇%削減する。 WEB会議システムについては、運用の拡大（〇箇所）を図り、〇〇費の削減に資する。 〇〇について〇〇の取組により、電子化、ペーパーレス化を図る。 主要な研究施設・設備稼働率を〇%以上とし、有効に活用する。 調達方法・契約単価を見直すとともに〇〇の取組により〇〇費の比率を前中期目標期間最終年度と比較し、〇%低減する。 専門職種の有機的な連携及び組織の効率化を測るため、現在の事業三課体制から二課体 	<p>【指標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均経費率 一般管理費及び事業経費（各種コスト） 人件費 WEB会議システムの運用拡大実績 電子決裁実績、ペーパーレス実績 施設・設備稼働率 施設・事務所等の廃止、統合数 一般競争入札実施率、随意契約削減率 市場単価との比較 組織の改編、人事制度の見直回数、頻度 複数の地方施設の解消実績 海外事務所の統合実績
---	--

<p>制へ見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事制度について、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行う。 地方施設については、中期目標期間中に、同一都道府県内又は同一市町村内に複数の施設が設置されている状況を解消する。 海外事務所について、他の独立行政法人の海外事務所との機能的統合を行う。 	
--	--

3 「財務内容の改善に関する事項」（3法人共通、業務類型共通）

<p>【目標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金債務残高については、〇〇（期日）までに、〇〇（残高額）まで削減する。 〇〇の状況となった場合、〇〇については不要財産として国庫納付する。 〇〇の状況を踏まえ、〇〇（重要財産）については、〇〇（期日）までに売却等を行うこととする。 中期目標の期間の各年度の損益計算において、経常収支率を〇%以上とする。 前中期目標期間中の実績を上回る自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度を〇%引き下げる。 総事業費に占める自己収入の比率を〇%以上にする。 寄附金等について、中期目標期間全体で〇〇円獲得する。 〇〇について〇〇の取組により、本中期目標期間内の採算性の確保を図る。 繰越欠損金の早期解消を図るため、閣議決定等を踏まえて見直した経営改善計画を着実に実行し、中期目標期間中に〇〇円削減する。 固定負債を対前中期目標期間最終年度末残高比で、〇〇%削減する。 〇〇の不良債権については、〇〇（期日）までに解消させる。 	<p>【指標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金債務残高 国庫納付する不要財産の種類及び額 重要財産の処分実績 経常収支率 財政依存度の減少率、自己収入額及び比率 寄付金による収入額 〇〇についての分析結果の反映実績 繰越欠損金削減額 固定負債残高の削減割合 不良債権の解消実績
--	--

4 「その他業務運営に関する重要事項」(3 法人共通、業務類型共通)

<p>【目標例】</p> <p><内部統制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○(期日)までに法人の長による法人運営の基本理念/運営方針/職員の行動憲章を定める。 ・ 今中期目標期間における本法人の重要業務たる○○事業について、リスク評価を行い、適切に対応する。 ・ ○○に関する重要事項については定期的に理事会において審議・報告し、適切なガバナンスを確保する。 ・ ○○業務については○○の取組により定期的な内部点検を実施し、その結果を踏まえた○○方針の見直しを行う。 ・ 法人の長の指示及び法人の重要決定事項が職員に周知徹底される仕組みを構築する。 ・ ○○部門及び○○部門について、定期的な自己評価を実施する。 ・ コンピューターウイルスへの対応方針の整備等、適切なICT環境を整備する。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○を盛り込んだコンプライアンスプログラムを策定し、定期的に、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、適宜必要な見直しを行う。 ・ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。 ・ ○○を行う等、法人の情報セキュリティ対策を強化する。 ・ ○○のため、○○の取組により必要な人材の確保を図るとともに、本法人の人事評価システムにより職員の意欲向上、能力の最大化を図る。 ・ 男女共同参画について、本中期目標期間に 	<p>【指標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念/運営方針/行動憲章の策定状況 ・ リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況(「政府情報システム管理標準ガイドライン」等を参照しつつリスク評価を行う) ・ 理事会における審議・報告実績 ・ 内部点検の実施回数、頻度、方針の見直し実績 ・ 監事監査実績数、頻度、当該監事監査結果の反映実績 ・ 法人内掲示板システム、イレギュラー事項の報告・連絡体制等の構築 ・ 自己評価の実施回数、頻度 ・ ICT環境整備方針の策定状況、体制整備状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスプログラムに係る点検実績、職員の意識浸透状況及びこれらの検証実績 ・ 情報公開及び個人情報保護についての職員への周知状況 ・ 情報セキュリティマニュアルの整備、職員への周知徹底状況 ・ 人材確保のための○○取組の状況、人事評価システムの構築及び見直し状況 ・ 採用職員数における女性の割合 ・ 外部研究機関の利用状況、民間等との共同利用状況 ・ 危機管理体制の整備及び訓練実績 ・ 環境負荷の低減に資する物品調達割合
---	--

<p>おける職員の採用（出向者を除く。）に占める女性の割合を○%以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法人が所有する施設・設備について、外部の研究機関の利用及び民間企業等との共同利用の促進を図ること。 • ○○の重大事故等に備え、○○の危機管理体制を確立し、定期的に○○の訓練を実施する。 • ○○を実施する等、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理に積極的に取り組む。 • 事業の重複排除及び連携の確保・強化を図り○○するため、○○について連絡会を設置する等の仕組みを構築する。 • ○○事業に係る○○機構との連携の在り方について検討を行い、○○（期日）までに結論を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関との連絡会等の設置状況、開催状況 • 連携の在り方についての検討状況
---	---

諮問第 2 号「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案の作成について」に対する答申(平成 26 年 7 月 17 日総合科学技術・イノベーション会議決定)

《別添 1》

国立研究開発法人の中長期目標 (例)

主務大臣は、主として研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性等を踏まえ、達成目標、課題の解決などのアウトカムへの貢献に係る目標、目指すべき方向性を示した目標等の大目標を策定する。国立研究開発法人の中長期目標の具体的なイメージとしては、例えば、以下のようなものが参考例として挙げられる。

《課題解決・貢献型の目標 (例)》

- 水や肥料等の少ない環境下でも高い成長性を実現する植物の開発に向け、植物の環境耐性、生長機能に関わる有用因子を解明し、それらの機能を向上するための技術を開発する。
- iPS細胞等を用いた再生医療応用の先駆例を創出するとともに、安全性や品質管理技術を多面的かつ有機的に向上させ、医療機関との連携により一般治療化へ向けての治験実施を目指す。
- ライフ・イノベーションの実現に向け、先進医療機器の開発に必要な計量標準を開発・整備、供給する。また、食品の安全性や生活環境の健全性確保に資するため、食品分析に係る計量標準、有害化学物質の計量標準を開発、整備、供給する。
- 我が国の周辺海域には、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、レアアース泥、メタンハイドレート等の海底資源の存在が確認されているが、これらの持続的な利活用に向けて解決すべき課題が残されている。このため、最新の調査・分析手法を用いた海洋調査及び室内実験等を実施し、海底資源の形成過程に係る多様な要素を定量的に把握し、形成モデルを構築するとともに、成因を解明する。
- 屋内外を問わず超高速・大容量接続が可能な光ファイバ級の移動通信システム、コードの要らないワイヤレスブロードバンド家電の実現に向けた超高速移動通信システム技術、超高速近距離無線伝送技術等の基盤技術の研究開発を行うと共に、ホワイトスペース等の更なる電波の有効利用技術の研究開発等を実施し、その早期導入を図る。

《達成型の目標（例）》

- 20——年代に産業化までつなげることを目指し、20——年代までに中低温の未利用熱を有効に活用可能とする高効率熱電変換技術や、超低消費電力で半導体を超える電子デバイス技術を確立する。
- 平成〇〇年度までに生体に近似した下垂体や水晶体等の組織を構築し、本中期目標期間においてヒト病態を再現する人工組織を開発する。
- 平成〇〇年度までに検体を多階層で統合的に計測するシステム、平成〇〇年度までにモデリングによる恒常性の根幹をなす機能のネットワーク抽出システム、本中期目標期間中に日本人ゲノムの〇%以上の遺伝子多型を網羅したデータベースを構築、疾患発症モデルを検証し、疾患発症予測マーカー、治療標的候補を同定する。
- 平成〇〇年度までに受託研究等企業からの収入について、現行から〇%増加させる。

《挑戦型の目標（例）》

- 従来は観測できなかった様々な現象を可視化するため、これまでに開発した先端的光源や要素技術を結集し、新規材料開発などに欠かせない物質中の電子・原子・分子の動きをアト秒で観察する超高速・精密計測技術や、生体組織の深部を生きたままリアルタイムで観察する超解像イメージング・モニタリング技術の開発並びに、集積回路の故障診断や異物検査等多様な産業利用が期待されているテラヘルツ光を実用化するために、装置小型化等を目指した発生・制御技術の高度化に関する研究を、大学や研究機関と連携して行う。
- 更なる微細化を実現する革新的電子デバイス、大容量光送受信を可能とする超小型全光スイッチ、情報入出力機器のフレキシブル化と小型軽量化を実現する高性能光入出力素子の技術開発を行う。また、電子デバイスの構造、物性及び新機能予測を行うシミュレーションシステムの開発を行う。

《目指すべき方向性型の目標（例）》

- 世界最高水準の成果創出に向けて、併設するSPRING-8とSACLAの連携に加え、スーパーコンピュータ「京」や他の光科学技術・量子ビーム関連施設や大学、研究機関等との有機的な連携のもとに推進するとともに、これらの取組を通じ、放射光科学研究に資する人材育成を推進することで、世界最先端の研究開発拠点として更なる発展を図る。
- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）や生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム（IPBES）等の国際的な取組へ科学的な知見を提供することにより貢献するとともに、ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）や地球観測に関

する政府間会合（GEO）が主導する国際的なプログラムをリードし、機構及び我が国の国際的プレゼンスの向上を図る。

- 我が国の農業及び食品産業並びに農村の振興に配慮しつつ、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など、海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直す。また、特許権等に係る情報の外部への提供を積極的に進めるとともに、技術移転に必要な取組を強化する。

《重要研究開発実施型の目標（例）》

- 社会インフラの老朽化、厳しい財政状況等を踏まえ、社会インフラの効率的な維持管理に必要な研究開発を行う。また、材料技術等の進展を踏まえ、社会資本の本来の機能を増進するとともに、社会的最適化、長寿命化を推進するために必要な研究開発を行う。
- 材料、部材及び構造物における損傷、劣化現象等の安全性及び信頼性の評価にかかわる計測技術の研究開発を行うとともに、産業界に提供する。特に、有機、生体関連ナノ物質の状態計測技術、ナノ材料プロセスにおける構造と機能計測及び総合解析技術の開発を行う。
- 免疫・アレルギー科学総合研究の免疫系の基本原理の解明やヒト化マウス等の基盤技術の開発と、ゲノム医科学研究のゲノム解析技術を駆使した多数のヒト疾患関連遺伝子の網羅的同定等の成果を融合して発展させ、新しい分野である統合生命医科学研究を実施する。
- 「食料・農業・農村基本計画」に対応し、今後10年程度を見通した研究開発の重点目標等を示した「農林水産研究基本計画」のほか、今後8年程度を見通した「農林水産研究における原発事故への対応方針」に即し、食料安定供給のための研究、地球規模の課題に対応するための研究、新需要創出のための研究、地域資源活用のための研究及び原発事故に対応するための研究を重点的に実施する。

諮問第 2 号「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案の作成について」に対する答申(平成 26 年 7 月 17 日総合科学技術・イノベーション会議決定)

《別添 2》

国立研究開発法人の評価軸（評価の視点）（例）

国立研究開発法人の「評価軸（評価の視点）」は、各国立研究開発法人の使命や、個別目標等に応じ、中長期目標・中長期計画の策定時に、主務大臣が、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の確認を踏まえて適切なものを各々設定し、社会環境や諸事情の変化等に応じて柔軟に見直す。

評価軸の例を挙げるとすれば、例えば、以下のものがある。これらの評価軸の整理はあくまで一例に過ぎず、各法人の使命、個別目標等に応じて、適切な評価軸を設定することが期待される。その際、これらの評価軸について網羅的に点検・評価するのではなく、むしろ、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等を踏まえて、評価軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することが本質的に重要であることに十分留意する。

《大評価軸（例）》

(A) 法人の使命、個別目標等に照らして十分な取組が行われ、成果が創出されているか

(B) 適正、効果的かつ効率的な業務運営（マネジメント）が行われているか

《中評価軸（例）》

大評価軸（A）関係

【科学的・技術的観点】

○成果・取組の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか

○成果・取組が技術的課題その他に大きなインパクトをもたらす可能性があるものか

【社会的・経済的観点】

- 成果・取組が産業・経済活動の活性化・高度化に寄与するものであるか

- 成果・取組が国際競争力の向上につながるものであるか

- 成果・取組が社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出に貢献するものであるか

【国際的観点】

- 成果・取組が国際的な水準に照らして十分大きな意義があるものか

- 成果・取組が世界最高水準のものであるか

- 国際的頭脳循環への参画がなされているか

- 国際的なプロジェクトへの貢献がなされているか

【時間的観点】

- 成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実施されているか

- 成果・取組が新たな発展の可能性や将来性があるものであるか

【妥当性の観点】

- 成果・取組が国の方針や社会のニーズと適合しているか

- 研究開発の体制・実施方策が妥当であるか

- 期待される成果・取組がコスト・リスクに見合っているか

大評価軸（B）関係

【長としての資質の観点】

- リーダーシップが発揮されているか

- 管理者責任は十分であるか

【資源配分の観点】

- 資金配分が適切であるか
- 人材の獲得・配置・育成の戦略が適切に図られているか

【体制の観点】

- 意思決定に係る適切な権限・責任体制が整備されているか
- 長のマネジメントをサポートする仕組み、体制等が適切であるか

【適正性の観点】

- コンプライアンス体制は整備されているか
- 危機管理体制は十分であるか
- 安全管理は十分に図られているか
- 職員の健康管理面には配慮がなされているか
- 持続可能で有効な法人運営がなされているか
- 法人としての信頼性が確保されているか

《政策的観点からの評価軸（例）》

【科学技術イノベーション創出・課題解決のためのシステムの推進の観点】

- 社会ニーズに対応した知の活用を促し、革新的技術シーズを事業化へ繋ぐ成果の橋渡しや成果の実用化など、成果の社会実装に至る取組が十分であるか
- 実績は少ないが技術力や実用化に向けた熱意があるベンチャー企業、中小・中堅企業等と連携協力して研究開発を推進しているか
- 産業の将来ニーズ等を反映した研究テーマの設定及びそのための取組が十分であるか
- 産学官の英知を集めた技術戦略の構築がなされているか

- 国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取組が十分であるか
- 産業界からの資金獲得の努力、実際の獲得状況、提供されたサービスの質等が十分であるか
- イノベーションを担う研究人材の育成・流動化は図られているか
- 知的財産権の取得・管理・活用は適切になされているか
- 国際・国内標準に対する貢献やデータベース構築への取り組みがなされているか。

【アウトリーチ・理解増進の観点】

- 社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値をわかりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか

【研究者、研究開発マネジメント人材の育成・支援の観点】

- 若手研究者、女性研究者、外国人研究者等の多様で優れた研究者の育成と活躍促進のための取組が推進されているか
- 若手研究者に対する適切な指導体制が構築され、支援の方策が図られているか
- 研究者、技術者、研究開発マネジメント人材の育成、支援、キャリアパス展開等の取組が十分であるか

【ハイリスク研究、学際・融合領域・領域間連携研究等推進の観点】

- ハイリスク研究や学際・融合領域・領域間連携研究の促進が図られているか
- 挑戦的な研究開発が当初の目標の達成には失敗したとしても、予期せざる波及効果に大きい意味がある等、次につながる有意義なものとして認められるか、また、失敗を次に生かすための方策が図られているか
- 成果が既存の研究開発領域に変革をもたらし新たな研究開発領域を創出する可能性があるか
- 挑戦的な研究課題に対してこれまで漠としていた実現性（成功）への道筋への輪郭が明確となったか

【研究開発環境の整備・充実の観点】

- 最先端の研究施設・設備の迅速な導入、研究支援者、技術者等の充実等、研究者が質の高い研究開発を行うための研究開発環境の整備・充実が図られているか

- 研究施設等の共用が十分に図られているか

- 知的基盤の整備への貢献が図られているか

【適正、効果的かつ効率的なマネジメント・体制の確保の観点】

- 研究不正に対応するための規程や組織としての責任体制の整備及び運用が適切になされているか

- プロジェクト・マネージャーへの大幅な権限・裁量の付与がなされているか

- プロジェクトの実施状況、新たな技術動向等にも機動的に対応し、実施体制等の柔軟な見直しが図られているか

【その他】

- 国家プロジェクトへの貢献がなされているか

- 国益確保への貢献がなされているか

- 調査・分析に基づいた科学技術政策等への提言、研究開発プロジェクトの制度設計・提案などの貢献がなされているか

- 国民の心身の健康や安全・安心に留意した試みが為されているか 等